

株式会社メディアシーク 定 款

2023年3月2日変更

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社メディアシークと称し、英文ではMEDIASEEK,inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. IT、ソフトウェア、ブレインテック、ニューメディア、教育、産業、企業、市場、各種イベント等に関する研究、調査、企画、開発、販売及び運営並びにそれらの情報提供、コンサルティング及び受託
2. 医薬品、医薬部外品の研究開発、製造、製造販売、販売及び輸出入
3. 医療機器その他医療全般にかかる機械・器具・製品(プログラムを含む。)の研究開発、製造、製造販売、販売及び輸出入
4. 医学、薬学の研究受託
5. 広告、宣伝の企画、制作及び広告代理店業
6. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得及びその管理運用
7. ベンチャー企業に対する投融資及びビジネスインキュベーション業務
8. 株式公開支援コンサルティングを中心としたビジネスコンサルティング
9. 有価証券の投資、売買、保有及び運用
10. 投資事業組合財産の運用及び管理
11. ビデオ及び書籍の制作、販売及び周旋
12. インターネット上のショッピングモールの開設
13. 通信販売業
14. 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋及び管理受託
15. 労働者派遣業
16. 古物売買業
17. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
18. 金融業
19. 旅行代理店業
20. 電気通信事業
21. コールセンター業務(電話受信発信事務代行業)
22. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこ

れを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、30,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 10 月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその任に当る。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、これを本店に10年間備え置くものとする。

(電子提供措置等)

- 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第20条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選任し、又必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその任に当る。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は全員の同意を得て招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項はこれを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印もしくは電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。

(取締役会規則)

- 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

- 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

- 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任方法)

- 第31条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選にかかる決議の効力)

- 第33条 補欠監査役の予選に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

- 第34条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、又は全員の同意を得て招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

- 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

- 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

- 第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役の協議において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

- 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

- 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

(中間配当)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第47条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 前項の金銭には利息をつけない。